滑走路末端識別灯	キセノン放電灯 航空白、閃光、毎秒二閃光	最大光度 一万七千カンデラ	滑走路末端灯列の延長線上の両側
誘導路灯	①発光ダイオード 航空青、不動光 ②けい光放電灯 航空青、不動光	①発光ダイオード、二カンデラ ②けい光放電灯、十二カンデラ	①B、C、D、E誘導路両外側及びエプロン周辺 ②誘導路出入口
境界灯	白熱電灯、航空白	十カンデラ	ヘリポート周辺
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場南西側

(三)　第四項中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改める。

(四)　第五項中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質」を「灯質」に、「白熱電燈」を「白熱電灯」に改める。

○防衛省告示第三十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、宇都宮飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十三年防衛庁告示第百七十七号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項中「燈質」を「灯質」に、「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項の表指向信号灯の項中「航空白六万カンデラ」を「航空白十五万カンデラ」に改める。

(二)　第六項中「利用場」を「利用上」に改め、同項第二号中「進入角指示灯、」を削る。

○防衛省告示第三十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、霞ヶ浦飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和四十二年防衛庁告示第十三号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「霞ヶ浦飛行場燈火」を「霞ヶ浦飛行場灯火」に改め、同項第三号中「茨城県土浦市右籾町」を「茨城県土浦市右籾」に改める。

(二)　第三項を次のように改める。

三　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
飛行場灯台	ハロゲン電灯、航空白、航空緑閃交光、六十秒毎に二十八閃光（約二・一秒毎に航空白、航空緑各一閃光）	実効光度 航空白二万カンデラ 航空緑三千カンデラ	飛行場北北西部 明弧全度
指向信号灯	赤、緑又は白の任意の信号光を発する	航空白十五万カンデラ	管制塔内

(三)　第四項中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改める。

(四)　第五項中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「五箇所十燈」を「五箇所十灯」に、「燈質」を「灯質」に、「白熱電燈」を「白熱電灯」に改める。

○防衛省告示第三十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、立川飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和五十三年防衛庁告示第百六十三号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項の表誘導路灯の項中「白熱電灯」の下に「、発光ダイオード」を加える。

(二)　第六項第二号中「三段階」の下に「又は百パーセント、二十五パーセント、五パーセントの三段階」を加える。

○防衛省告示第三十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条及び第十九条の規定に基づき、明野飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十三年防衛庁告示第百八十二号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「三重県度会郡小俣町明野」を「三重県伊勢市小俣町明野」に改める。

(二)　第二項中「五トン」を「八・一トン」に改める。

(三)　第四項第一号1中「コンクリート舗装」を「アスファルト舗装」に改め、同項第二号中「千百八十一メートル」を「千百四十メートル」に改める。

二　昭和三十三年防衛庁告示第百八十三号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「三重県度会郡小俣町明野」を「三重県伊勢市小俣町明野」に改める。

三　昭和四十二年防衛庁告示第十四号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項第二号中「北緯三十四度三十一分五十六秒　東経百三十六度三十九分五十七秒」を「北緯三十四度三十二分〇〇秒　東経百三十六度四十分〇三秒」に改める。

(二)　第一項第三号中「三重県度会郡小俣町明野」を「三重県伊勢市小俣町明野」に改める。

(三)　第四項の表飛行場灯台の項中「二十閃光（三秒毎）」を「二十八閃光（二・一秒毎）」に、「航空白百二十万カンデラ、航空緑十八万カンデラ」を「航空白二万カンデラ、航空緑三千カンデラ」に改める。

(四)　第六項中「約二十五・一メートル」を「約二十二・三五メートル」に、「約三十一・三メートル」を「約二十八・五五メートル」に改める。

(五)　備考中「三十四箇所四十六灯」を「二十七箇所四十二灯」に改める。

(六)　第一図及び第二図を次のように改める。